

事務連絡
令和7年7月3日

都道府県・指定都市

互助共励事業実施主体ご担当者 各位

全国社会福祉協議会 民生部
〔公印略〕

全国民生委員互助共励事業 一般給付傷病見舞の範囲について

平素より本会の事業推進にご尽力を賜り深謝申し上げます。

さて、本事業における一般給付傷病見舞について、令和7年度第1回公務審査委員会にて改めて考え方を整理・確認しましたのでご連絡いたします。

従来の考え方、取扱いを変更するものではありませんが、この間、問い合わせを受けていることから、補足の説明を加え、お示しするものです。

担当事務局の皆さまにおかれましては、下記内容をご確認のうえ、申請くださいますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 全国民生委員互助事業取扱要領における一般給付傷病見舞の範囲の規定

「入院、通院など発生後31日（1か月）以上の療養を必要とした傷病（自宅療養期間も含める）」

※療養…「病気やけがの手当てをし、体を休めて健康の回復をはかること」

（「デジタル大辞泉」小学館より）

2. 一般給付傷病見舞についての補足説明

一般給付傷病見舞の範囲は、傷病の発生後31日（1か月）以上、治療と休養により回復に専念する「療養」が必要であり、傷病によって、民生委員活動に従事することが困難な状態を「療養」中とみなす。

3. 申請の適否の判断にあたって

- ・一般給付傷病見舞の申請にあたっては、各都道府県・指定都市実施主体において上記考え方をもとに適否をご判断ください。また、必要に応じ、申請元の市区町村民児協へ判断に必要な情報をご確認ください。
- ・一般給付傷病見舞の給付対象になるか否かは、1か月以上の入院または自宅療養を要するか否かで判断するものであり、病名で一律に適否が決まるものではありません。
- ・療養期間は傷病の発生後連続した期間が対象（通算ではないため断続した期間は不可）。

* 本件に関する問い合わせ先：全国社会福祉協議会 民生部（土谷・野口）

〒100-8980 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階

Tel 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748 / E-mail: z-gojo-hoken@shakyo.or.jp